

調達管理番号・案件名

26a00058_ベトナム国持続可能な都市交通の発展に向けたハノイ公共交通管理運営と交通需要マネジメントDXプロジェクト

質問と回答は以下のとおりです。

2026年4月14日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
0-1	6	第1章 企画競争の手続き 7. 契約交渉権者決定の方法 (1) 評価配点表以外の加点について 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点	<公示の修正>	1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点 以下のとおり修正します。 「本案件は、業務管理グループ(副業務主任者1名の配置)の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。 ※ 公示の差し替え版もご覧ください。
0-2	8	第2章 特記仕様書案 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容 No.5	<公示の修正>	「プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容」 No.5の記載内容を、以下のとおり修正します。 「本件業務は、調査分析に基づく課題設定、課題を踏まえた革新的なDX施策及びパイロット活動等の企画・管理、関係機関との調整を通じて、業務の方向性や内容に関する判断を継続的に行うことが求められる。 革新的な取り組みが求められる本件業務において、主任者を含む業務実施体制全体における人材活用の考え方、特に、業務主任者自体を若手業務従事者が担う体制を含め、若手業務従事者が果たす役割の具体性、意思決定プロセスへの関与の度合い、ならびに指導・レビュー体制の妥当性について提案すること。本提案において、主体的な責任を担い得る若手人材が業務の中核を担う体制が合理的に構築されている場合には、当該体制及び人材活用の考え方を評価の対象とする。上記の観点は、業務管理グループの若手加点ではなく、「業務実施方針」及び「要員計画・体制」に関する評価において、業務の質、実効性及び成果の確保に資するか、という観点から評価する。」 ※ 公示の差し替え版もご覧ください。
1	8	第2章 特記仕様書案 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容 No.2	「交通渋滞緩和を目的としたTDM/ MMIに関するTD活動」の記載があるが「TD活動」とは何を指していますでしょうか。	「交通渋滞緩和を目的としたTDM/ MMIに関するパイロット活動」に修正いたします。
2	8	第2章 特記仕様書案【1】2. No.5	「若手業務従事者の積極的な活用、特に業務主任者として統括する体制を含めた提案を「積極的に評価する」との記載。」について 本業務は交通政策や制度設計を含む技術協力であり、カウンターパートとの関係構築や対外調整の観点から、一定の経験・専門性を有する人材の関与も重要であると認識しております。 提案検討の前提条件として、以下についてご教示いただけますでしょうか。 ① 若手業務従事者の活用に関する評価の考え方について、具体的にどのような観点(例: 役割の具体性、意思決定への関与度、育成体制等)が評価対象となるのか ② 若手業務従事者を業務主任者として配置する場合と、シニア人材が統括し若手が中核業務を担う体制とを比較した際の評価上の考え方 ③ 本項の評価において、対外調整・政策対話等の実務上求められる役割とのバランスについてどのように考慮されるのか ④ 上記に関連し、本項目に係る評価配点や評価基準の考え方(他項目との相対的位置づけ)について、現時点で示せる範囲があればご教示ください。	① 若手業務従事者(35～45歳)が果たす役割や責任の具体性、意思決定プロセスへの関与の程度、ならびに適切な指導・レビュー体制が構築されているか、といった点を総合的に評価します。 ② 本件業務では、革新的な取組や柔軟な発想が求められることから、主任者を含む業務実施体制全体における若手人材活用の考え方を重視します。 特に、若手業務従事者が業務主任者を担う体制の提案については積極的に評価の対象とします。なお、上記の観点は業務管理グループにおける「若手育成加点」ではなく、「2. 業務の実施方針等」の(1)業務実施の基本方針、業務実施の方法 および(2)要員計画に関する評価項目の中で、業務の質、実効性及び成果の確保に資するか、という観点から評価します。 ③ 主体的に責任を担い得る若手人材が業務の中核を担う体制が合理的に構築されている場合には、その体制および人材活用の考え方を評価対象とします。 具体的な実施方法や役割分担については、業務体制全体と整合的に提案いただくことを想定しています。 ④ 本項目に係る評価配点や詳細な評価基準については、各評価委員の総合的な判断に委ねられるため、現時点で具体的な数値や基準をお示しすることはできません。
3	10	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項(1) 2段階方式における本業務の実施	既に、本件業務は2段階方式での実施となっておりますが、このような2段階方式を採用された理由や背景について企画競争説明書に記載はされておりますが、より深く、詳細についてご教示の程お願いいたします。	経緯は特記仕様書案に記載している通りであり、現時点でお伝えできる補足情報はありません。

4	10	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (2)指標の基準値・目標値	<p>「モニタリングシート」について。 2026年4月より新たなモニタリング制度が導入され、従来のモニタリングシートを用いた定期モニタリングに代わり、半期報告・レビューを中心とした柔軟なモニタリング手法へ移行すると理解しております。一方で、本企画競争説明書においては Monitoring Sheet Summary 及び Monitoring Sheet I&II の作成が求められています。</p> <p>① 本案件においては新モニタリング制度の適用を前提としているか ② その場合、Monitoring Sheetの扱い(廃止/暫定運用/代替様式への変更予定)はどのように想定されているか についてご教示いただけますでしょうか。 また、半期報告・レビュー形式への移行を想定している場合、使用する様式や報告方法について現時点で想定があれば併せてご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>①新モニタリング制度の適用を想定しています。</p> <p>②新モニタリング制度への移行に伴い、モニタリングの実施方針およびシートの様式は、受注者との協議によって決定いたします。</p>
5	13	第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書案(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (5) ②パイロット活動	<p>「パイロット活動の位置づけおよびAIカメラに関する前提について」 パイロット活動については、「検討に留まらず成果を可視化できる活動」を期待する旨の記載がある一方で、AIカメラについては「導入の要否を詳細計画策定フェーズにて確認し、意義が薄い場合は代替パイロットを検討する」とされています。</p> <p>この点を踏まえ、提案検討の前提条件として以下についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>① AIカメラは、現時点で具体的なニーズ(例:先方からの要望や既存構想等)に基づくものとして想定されているのか、それとも複数あるパイロットオプションの一例として位置づけられているのか ② AIカメラに限定せず、同等の目的(交通状況の把握・可視化および施策への活用)を達成し得る代替手段を含めたパイロット活動の提案余地はどの程度認められるか ③ パイロット活動の成果として求められる「可視化」のレベル感(例:データ可視化、施策反映まで含むか等)について、現時点で想定があればご教示ください</p>	<p>①AIカメラについては、当初の要請時点ではベトナム側からバス車両の各区間毎の乗車率を把握するための有力なツールとして想定していました。しかしながら、新たに導入する料金収受システム(基本計画策定調査時点では具体的な仕様は未定)を用いて、乗降客数を把握することができる可能性があるため、料金収受システムの機能や運用に関する詳細を確認し、AIカメラを活用した乗車率把握の社会実験の要否を確認することとしています。</p> <p>②同等の目的を達成し得る代替手段を含めたパイロット活動の提案は可能です。</p> <p>③可視化した結果については、できるだけ多様な用途に活用したいと考えておりますが、路線や運行頻度の見直しを計画していく上での基礎資料となる乗車率を把握できることが期待レベルと考えています。</p>
6	13	<p>第2章 特記仕様書案【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)要請書接到以降の状況変化とカウンターパートの問題意識 ②パイロット活動</p> <p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2)プロジェクトの活動に関する業務 ①成果1に関わる活動 活動1-5</p>	<p>パイロット活動に関する実施方針・留意事項における「詳細計画策定調査でAIカメラ導入のパイロット活動の要否を確認する」との記載は、活動1-5の「カメラデータを活用して乗客数をカウントするパイロット活動を実施する」に関するものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>その理解で問題ありません。</p>
7	15	第2章 特記仕様書案 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)②パイロット活動/データ活用全般 (7)②Vittel社	<p>CDRやAIカメラ等を活用した交通データの取得・分析については、データの機微性や制度的制約(データ所有権、利用範囲、国外者によるアクセス制限、個人情報・プライバシー保護等)を踏まえた慎重な取り扱いが必要と理解しております。</p> <p>これらは通常、基礎調査またはR/D締結段階において一定の整理がなされている事項と認識しておりますが、本案件における前提条件について以下ご教示いただけますでしょうか。</p> <p>① CDRやAIカメラにより取得されるデータの取り扱い(取得可否、所有権、利用範囲、国外持ち出しの可否等)について、現時点で整理済みの事項 ② 外国人専門家・コンサルタントによるデータアクセス・分析に関する制約条件 ③ 個人情報・プライバシー保護に関する法制度および運用上の留意事項として、特に考慮すべき点 ④ 上記に関し、詳細計画策定フェーズにおいて新たに確認・整理すべき事項の範囲</p>	<p>①CDRデータは携帯電話会社が匿名化、集計したデータを購入することを想定しており、生データには触れないとの想定です。AIカメラ画像については、国外には持ち出さないことを想定しています。また必要なのはカウントされた乗客数と認識しています。</p> <p>②今後、確認が必要ではありますが、集計化されたデータのみ取り扱うことを想定しています。</p> <p>③、④については、詳細計画策定調査にて確認が必要となります。</p>

8	16	第2章 特記仕様書案 【2】特記仕様書(案) 第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (9)学識者の関与	「本業務の運営方針として、中立的・客観的な政策議論を行う体制を整え、現地及び日本国内の学識者からの評価や助言を受ける」とございますが、ベトナム国側の有識者の方は決まっていますでしょうか。もし、決まっている場合、可能でしたら氏名をご教示ください。	ハノイ市建設局から想定される候補者名は挙げられていますが、詳細計画策定調査にて具体的な学識者と助言の範囲を特定することとしています。候補者が確定していない段階において、公示時点での接触によりご迷惑を掛けることを回避する意味でも、回答は差し控させていただきます。
9	19	第2章 第4条 2.(2)③成果3に関わる活動活動3-1	「セミナー(現地市民および交通事業者向け)やワークショップ(実施機関向け)を開催する。脚注6に「セミナーは年2回×3年程度、ワークショップは随時(実施場所は実施機関側の事務所内を想定)」と記載がありますが、ワークショップのみでなく、セミナーも実施機関の事務所内で開催することを想定されているでしょうか。また、JCCについても実施機関の事務所で開催すると考えてよいでしょうか。	セミナーは実施機関側の事務所内だけでなく、ハノイ市庁舎内の大会議室やホテルの会議室での実施を想定しています。 JCCはハノイ市もしくは実施機関の事務所等の開催を想定しています。
10	19	第2章 第4条 2.(2)②成果2に関わる活動活動2-4:	活動2-4で実施するパイロット活動はDX関連でなくてもよろしいでしょうか。	DX活用の要否については詳細計画策定フェーズにて検討する想定です。
11	41	第3章 4.(4)(4)定額計上について 1.現地学識者とのアドバイザー契約	費用項目が一般管理費①特殊備人費となっておりますが、一般業務費①特殊備人費でしょうか。	一般業務費①特殊備人費の誤りです。
12	42	第3章 4.(4)(4)定額計上について 4.パイロット活動経費	費用項目が一般管理費となっておりますが、一般業務費でしょうか。	一般業務費の誤りです。